

The Kansai University Bulletin

Osaka, March 15th, 1924—No. 17

子里山學報

行發日五十月三

號七十第

年三十正大

Pascal (1623—1662)——Descartes (1596—1650)



一の畫壁學大ヌーボルソ

るこもるす明説にトルカデを驗實の則原るす關に力壓るたれらへ加に體液がルカスパ

阪 大

堀 佐 土 話 電
番〇七五五・九四〇一

局報學學大西關

座口金貯替振
番五七八二一阪大

千里山學報 第十七號

目次

挿繪——ソルボ—ヌ大學壁畫の二表紙——コロ
ンビア大學一八八五年度卒業生寄贈のサンダ
イアル—武田藏之助氏—パリ學士院—千里山八
景懸賞寫眞發表

上海に於ける支那人と外國人間の爭議に關する審
理制並に治外法權の撤廢に就て

關西大學講師 武田藏之助

學内報——本學教授の學外出講—塚原文部督學官
及び小菅文部屬の本學視察—社會科學研究會第
八回例會—大學豫科授業終了—大學豫科修了試
驗施行—學部各科授業終了—專門部授業終了—
專門部豫科修了試驗並に同本科卒業試驗施行—
皇太子殿下御成婚記念文庫に就て—外國大學の
寫眞その他の蒐集—佛國トリノ市に於ける岩崎
教授の講演—岩崎教授の歸朝期—柿崎事務理事
の微恙—武内講師の病氣全快—服部、早川兩氏
の轉居—木村本學擴張後援會長の宇治川電氣株
式會社社長辭任—林贊助員の宇治川電氣株式會社
長就任—文學科新設認可—宮島事務理事並に木
下幹事の東京—服部教授の學外出講—本學商學
部に經濟學科新設認可

歐米の學界

校友の面影——堀正秀氏と松本靜史氏

學生彙報

皇太子殿下御成婚記念文庫資金寄附申込者芳名

本學擴張基金寄附申込者芳名

千里山學報維持費受領報告

雜錄——新刊紹介——編輯餘錄

新卒業生諸君を送る

(卷頭言)

所謂三年螢雪の努力が空しからずここ
に酬ひられて、めでたく本學にその業
を卒へられる諸君に對し、衷心から慶
祝の意を表せざるを得ない。

邦語で卒業と謂ふ

言葉は恰も英語の

始業 (commence-

ment) の語に相當

する。憶ふに前者

は諸君の學生生活

——即ち過去三箇

年の生活の見地か

らの謂であつて、

後者は諸君の社會

生活——即ちその

眼前に續く未來の

生活の立場からこ

れを稱するもので

あらう。

大學の最大使命の

一である學理の討

究に於ては、諸君は既に學生としてそ

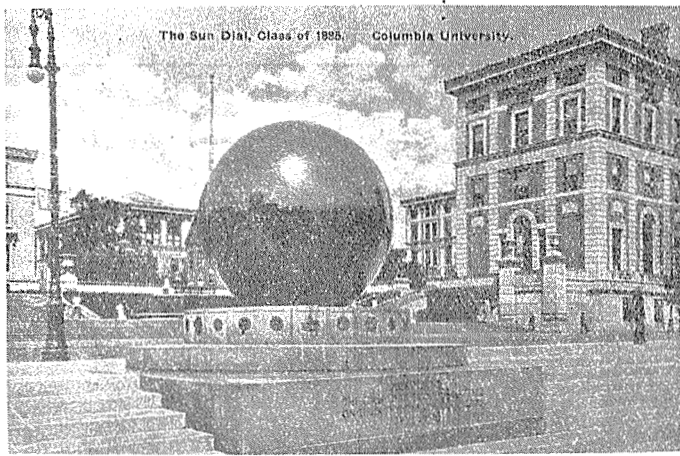
の爲すべきを爲し卒業せ、更にその他の

一である人格の陶冶に於ても、又既に

社會に出でて耻づるところなきに至つ

たことは言ふまでもない。

然しながら、人生は絶わざる流轉であ



ルアイダ・ンサリ贈寄生業卒年度五八八一學大ヤピンロコ

り、社會は不斷の進化である。諸君が
既に經來つた本學三箇年の過程は、以
て實社會に活躍する上に於ける指針た
るには十分であらう。この指針に従つ
て如何に諸君自身を處すべきかは、た
だ諸君今後の行き方に俟つ外はない。
冀はくは單に大學の卒業のみを以て、

人生の能事終れり

と思惟することな

く、更にその修養

の過程を進め、益

その研鑽の歩を延

ばされんことを。

諸君の榮ある門出

に際し先づ希望し

て已まぬところで

ある。

諸君が他の一般人

と異るところは、

母校を背景として

實社會に臨まれる

ことである。今後

諸君の行くところ

必ず影の形に従ふ

如く、母校がその背後に立つと云ふこ

とは、ユニヴァンティイ・マンたる諸君

の運命であり、特權である。母校とその

出身者即ち校友との關係に就ては、吾

人が既に本誌第三號本欄に於て、その

他多くの機會に於て述べ盡したところ

なるが故に、ここに贅言を繰り返すの
煩を避けるが、諸君の榮達は常にその
喜びを母校に傳へ、諸君の失意は必ず
その悲しみを母校に齎すものである。
他面母校の繁榮は直ちに諸君の背後の
力を増すものであり、母校の不振は期
せずして累を諸君に及ぼすものであ
る。冀はくは諸君と母校と、相俱にい
や榮んことを。諸君を送るに當り、
只管祈つて已まぬ次第である。

最後に尙ほ一言附加したいのは、諸君
が終生を通じてその生活内容の最大部
分を占むべき母校を偲ぶ唯一のよすが
であり、母校が常にその禍福を氣づか
ふ諸君と相携ふる無二の機關である本
誌即ち千里山學報は、諸君の十分なる
利用に依つて、益その機能を發揮し得
るものなることを諒知せられたいこと
これである。否當に諸君が過去を偲び
母校を顧る意味に於てのみでなく、諸
君の目醒ましい社會的活動の情況を學
内に在る多數後身の學生に傳へ、以て
彼等を刺戟し、啓發する意味に於て、吾
人は本誌を通じて更に多くを諸君に期
待するものであることを、永く諸君の
腦裏に銘記せられたい事これである。

かくて本誌が永久に諸君の友たること
を得、諸君と母校と、更に後身學生と
を繋ぐ楔であり得ることは、吾人の以
て最も満足とするところである。

上海に於ける支那人と外國人間の爭議に關する審理制並に治外法權の撤廢に就て

關西大學講師 武田藏之助

余曾て一學生より、上海に於ける支那人對外人、外人對外國人間の取引上より生ずる爭議解決方法として仲裁裁判制度の有無、その他現行司法制度につき質問せらる。依つて去る冬期休暇を利用して上海に遊び、取調べたる一部につきここに執筆せり。

第一節 上海に於ける所謂會審衙門

かの有名なる長髮賊の亂後、支那は國內亂れ

各居留民と支那人間に頻頻事端を生じたりしが、これが據るべき法制明かならざりしため事毎に支那人と外國人間の間に紛争絶えざりき。ここに於て一八六九年支那と外國人の間の爭議につき、關係國官憲と支那官憲と會同して審理する制度即ち會審章程 (Rules for Mixed Court at Shanghai) 十條條の制定を見、更に一九〇二年追加章程制定せらる。而してこれが審理を爲す裁判所を所謂會審衙門と稱す。



武田藏之助氏

等々の居留地に設置の議各國領事間に起りたりしが、遂にその實行を見るに至らざりき。一九〇五年上海領事團は會審章程の改正を議し、北京公使團を経て支那政府に交渉中、一九一一年第一次革命の勃發となり、清國政府その存在を失ひ、爾來會審衙門は上海領事團の監督するところとなり、遂に裁判官の任命權をも領事團の手に握るに至れり。而して從來支那人對支那人の訴訟事件には支那裁判官のみ合議審理し、外國會審官の立會に外國辯護士の出廷を許さざりしが、第一次革命以來總ての訴訟に外國會審官の参加に外國辯護士の出廷を認許せり。尙ほ訴訟審理に關係せず、訴訟準備保釋會計等の事務を掌

る所謂記録官 (Registrar) 設置せらるる等漸次會審章程に認めざりし組織慣習をも生ずるに至りき。その後支那共和國成るや、一九一三年支那政府は北京公使團並に上海領事團に對し、會審衙門監督權の引渡を求めたりしがこれも亦その儘になりたり。

は單に公解、或は會審衙門公堂とも稱す。以前は佛國居留地と英米租界、所謂共同租界との境界洋徑にありしが、その後共同租界北浙江路海寧路南に移轉す。これが法廷の構造は總て英國式にして、英國の裁判所に倣ひたるため、我國に於ける法廷の構造と自らその趣を異にするところあり。尙ほ會審衙門は上海の外厦門に在りし曰ふ。その他天津、漢口

の居留地に設置の議各國領事間に起りたりしが、遂にその實行を見るに至らざりき。一九〇五年上海領事團は會審章程の改正を議し、北京公使團を経て支那政府に交渉中、一九一一年第一次革命の勃發となり、清國政府その存在を失ひ、爾來會審衙門は上海領事團の監督するところとなり、遂に裁判官の任命權をも領事團の手に握るに至れり。而して從來支那人對支那人の訴訟事件には支那裁判官のみ合議審理し、外國會審官の立會に外國辯護士の出廷を許さざりしが、第一次革命以來總ての訴訟に外國會審官の参加に外國辯護士の出廷を認許せり。尙ほ訴訟審理に關係せず、訴訟準備保釋會計等の事務を掌

る所謂記録官 (Registrar) 設置せらるる等漸次會審章程に認めざりし組織慣習をも生ずるに至りき。その後支那共和國成るや、一九一三年支那政府は北京公使團並に上海領事團に對し、會審衙門監督權の引渡を求めたりしがこれも亦その儘になりたり。

右の外補助機關として支那側には辦理處 (Magistrate Office) 秘書處 (Secretary Office) 一秘書、翻譯事務を掌る、文牘科 (Writers Office) 一漢文判決の淨寫、書信の起草を掌るあり、外國側には Registrar's Office (檢察官廳と稱し檢察事務を掌る) あり、その下に Security Office (交保書と稱し保釋事務を掌る)、Account Office 收支處と稱し (會計事務を掌る) あり、又 General Office (總寫字間と稱し刑事事件を掌る)、Office for Foreign Civil Cases (洋務案處と稱し外國關係の民事事件の文書送達等を掌る)、Office for Chinese Civil Cases (華務案處と稱し支那人間の民事事件の文書送達等を掌る) 等あり。

(一) 共同居留地會審衙門は支那會審官 (職員) と各國會審官により組織せらる。支那會審官には正會審官 (正職員) と稱し一名 Senior Magistrate) の副會審官 (裏職員) と稱し四名 Magistrate) あり、兩者を總稱して會審公廳委員とも曰ふ。外國側の會審官即ち立會裁判官は Assessors と稱し、各國上海駐在總領事又は領事が自己の領事官員中より適當なる者を選任す。その資格に制限なかりしため、國によりては通譯生又は書記生を以てこれに充てたることありしが、現今にては各國共に支那語並に英語に通達せる副領事を以てす。戰前ドイツにては、特に Assessor なる官職を設けて副領事と同等の待遇を與へたり。現在會審官の数は十一名にして、英・米各二名、日・伊・和・葡・西・瑞等各一名とす。而して日・英・米・伊の四ヶ國は一般事件の審理に参加する權限を有するの外、定期開廷日 Regular

第一組 組織

右の外補助機關として支那側には辦理處 (Magistrate Office) 秘書處 (Secretary Office) 一秘書、翻譯事務を掌る、文牘科 (Writers Office) 一漢文判決の淨寫、書信の起草を掌るあり、外國側には Registrar's Office (檢察官廳と稱し檢察事務を掌る) あり、その下に Security Office (交保書と稱し保釋事務を掌る)、Account Office 收支處と稱し (會計事務を掌る) あり、又 General Office (總寫字間と稱し刑事事件を掌る)、Office for Foreign Civil Cases (洋務案處と稱し外國關係の民事事件の文書送達等を掌る)、Office for Chinese Civil Cases (華務案處と稱し支那人間の民事事件の文書送達等を掌る) 等あり。

右の外補助機關として支那側には辦理處 (Magistrate Office) 秘書處 (Secretary Office) 一秘書、翻譯事務を掌る、文牘科 (Writers Office) 一漢文判決の淨寫、書信の起草を掌るあり、外國側には Registrar's Office (檢察官廳と稱し檢察事務を掌る) あり、その下に Security Office (交保書と稱し保釋事務を掌る)、Account Office 收支處と稱し (會計事務を掌る) あり、又 General Office (總寫字間と稱し刑事事件を掌る)、Office for Foreign Civil Cases (洋務案處と稱し外國關係の民事事件の文書送達等を掌る)、Office for Chinese Civil Cases (華務案處と稱し支那人間の民事事件の文書送達等を掌る) 等あり。

Sitting あり。

(一) 土地の管轄に就ては上海居留地の區域を以て限らるるも、當事者の一方が居留地内に居所を有するか又は繫争物件が居留地内にある時、又は繫争取引が居留地内にて行はれたる時は、居留地外 (舊域内) に居住する支那人の如き) に居住する支那人に關する事件の如きと雖も、會審衙門これが管轄權を有するを以て、會審衙門に訴訟を提起することを得。裁判所の事物の管轄に就ては別に制限なし。而

第二 管轄、手續、會審方法

(一) 土地の管轄に就ては上海居留地の區域を以て限らるるも、當事者の一方が居留地内に居所を有するか又は繫争物件が居留地内にある時、又は繫争取引が居留地内にて行はれたる時は、居留地外 (舊域内) に居住する支那人の如き) に居住する支那人に關する事件の如きと雖も、會審衙門これが管轄權を有するを以て、會審衙門に訴訟を提起することを得。裁判所の事物の管轄に就ては別に制限なし。而

して人に關する管轄に就ては、總て被告主義に據る。即ち原告が支那人たるは外國人たるを問はず、苟も被告が支那人たる總ての事件を管轄する外、無籍國人、治外法權を有せざる國人は支那人同一に取扱はれ、總て會審衙門の管轄に屬す。故に最近に於てはドイツ人、ロシア人をこれに包含す。但し原被告共に支那人なる時は被告主義に據るも、被告が共同居留地内にその居所を有する時は共同居留地會審衙門、その居所を佛國居留地内に有する時は佛國居留地會審衙門その管轄權を有す。これに反し原告が外國人なる場合は原告主義に據り、原告佛國人なる時は佛國居留地會審衙門、その他の外國人なる時は總て共同居留地會審衙門がその管轄權を有す。然るに原告が外國人にして被告支那人が居留地外に居住する場合、支那政府は『以原就被』原則に據り會審衙門に訴狀を提起すべきものにあらずと主張し、外國側は『以被就原』が習慣的既得權ありと主張し議論決せざりしが、遂に支那側は讓歩するに至りき。

(二)民事事件に就ては、原告が支那人なる場合は直接會審衙門に支那人の訴狀を提起し、原告が外國人なる場合はその所屬國領事館を通じて訴狀を會審衙門に提起す。而して共同居留地會審衙門に於て原告が日本人なる場合は、日本文の外同一英文及び支那文の訴狀を添付し、他の外國人は英文の外支那文の訴狀を添付す。訴訟費用(印税)は支那人と外國人に對し差異あり。即ち原告が支那人なる時は、訴狀提出の際訴訟額の一五厘、裁判開廷前即ち審理の際更に一分五厘支拂ふことを要す。これに反して原告が外國人なる時は、

各領事館によりその取扱を異にするも、訴狀と共に一定金額をその所屬領事館に納入する外別に訴訟費用を必要とせず。例へば、原告が日本人なる場合は訴訟價格五拾圓以内は參圓、百圓以内は五圓、貳百五拾圓以内は拾圓、五百圓以内は拾五圓、千圓以内は貳拾圓、五千圓未満は參拾圓、壹萬圓未満四拾圓、壹萬圓以上は五拾圓を日本領事館に納入せしむ。

これに反し英國にては審理毎に一回一定の手数料を徴收し、米國は總て無手数料とす。訴狀には被告の住所氏名を明記せざるのみならず、訴狀に對する期日呼出狀(Summons)の如き書記作成せず特に擔任裁判官自らこれを作成す。これ蓋し從來被告の住所を明記し又は呼出狀の送達を會審衙門の吏員に一任したるに、送達前又は審理前被告に洩れ又は被告の知るころとなり、裁判前に被告は逸早く上海より遁走するか或は巧に財産の隠匿を爲し、支那人に對する訴訟は多くの場合その目的を達せざりしを以てなり。ここに於て止むなく第十九世紀の初頃ヨーロッパに存在したる人的假差押(Debtor's Prison)の制度を應用し(現にエジプト、印度に行はる)、訴狀提起と同時に逮捕狀(Warrant)の發行を請求し、會審期日確定の通知に接するや、原告又はその代理人は會審衙門に出頭呼出狀と共に逮捕狀を得、會審衙門附屬の私服巡捕と同行被告の現在地に出張し被告に送達するに同時に被告を逮捕し、裁判開廷まで會審衙門内留置場に被告を留置す。若し被告が既に居留地外に遁れたる時は特別逮捕狀(Deportation Warrant)の發行を請求し、當該支那官憲の承諾を得て管轄外に於てこれを執行す。但し

裁判官又は原告が適當と認むる保證金を納入し又は保證人を立てたる時は、被告を釋放することを得。例へば訴額の二分の一又は貸金請求事件に於ては該金額の八割の保證金を裁判所に供託したる時は釋放せらるるを通常とす。然れども該制度は理論上權力の濫用となり弊害を多く生じたりしを以て、最近裁判所は保證を立てしむるに至れり。通常該保證金は請求金額の三分の一とす。

刑事事件に就ては、英米法に倣ひ被害者告知主義を探り、被害者より直接居留地警察署に告訴し、被告人支那人なる場合は警察署に致取調の上二十四時間内に被害者外國人にして佛國人なる場合を除き、總て共同居留地會審衙門に送致審理を爲すこと管轄に就きて述べたるに同じ。故に被害者日本人なる場合は日本副領事参加の上、支那會審官と合議審理を爲し即日判決を言渡す。但し第一次革命以前に於ては、重罪事件(殺人犯、放火犯の如き)は、上海知縣衙門に於て、知縣自ら審理を爲したりしが、かくの如きは外國人に不利を爲したりしを以て、上海領事團會議の結果、會審衙門にて審理を爲したる上支那官憲に引渡すこととせり。然るに第一次革命の勃發以來、總て上海領事團の權限に歸するに至れり。勿論場合によりては、死刑又は特別事件の犯人に限り支那官憲に引渡すことあり。

向ほ支那人に關する刑事事件にして、犯罪が居留地内に行はれ、犯人が居留地外に逃亡したる場合、或は犯罪が居留地外に行はれ、犯人が居留地内に逃走し來りたる場合の裁判管轄に關し、普通前者の場合には支那官憲に於て犯人を逮捕の上犯罪行爲地の如何により共

同居居留地會審衙門或は佛國居留地會審衙門に送致するも、犯人の居所居留地外なる場合はその儘なることあり。後者の場合には、その逃れ來れる所屬地の會審衙門に於て審理の上當該支那官憲に犯人を引渡す。

(三)會審の方法は、民事事件に就ては支那裁判官、會審官各一名にて合議審理を爲す。何等法服の制定なし。若し利害關係が數ヶ國の人に互る時は、數人の會審官同時に立會參加することあり。原告が支那人の場合並に會審官を有せざる外國人に關する場合は、支那裁判官(一名)の外日・英・米・伊の四ヶ國の内より交代にてその一人参加し、原告が外國人の場合は、支那裁判官の外原告所屬國の會審官参加の上合議審理す。而して審理は純然たる口頭辯論主義にして、證人訊問は直接訊問主義とす。原告が日本人たるは外國人たるを問はず、原告自ら訴訟を爲すこと訴訟代理人をしてこれを爲さしむることを問はず、口頭辯論は英語を使用するを以て、英語に堪能なる支那人の補佐人を介して通譯せしむるにあらざれば支那裁判官に通ぜざる等、實に原告被告共に意思の傳達に繁雜この上なく不便なりと謂はざるべからず。被告の答辯書、差出期間は訴狀送達後二十日間に於て、若しこの期間内に答辯書を提出せざる時は、縱令被告が會審期日に出頭するも、原告は缺席判決の請求を爲し、被告は特に裁判官の同意又は原告の合意を得たる場合の外、本案に於て争ふことを得ず。争點は原告被告共に書面により第一回口頭辯論までに詳細に準備の上陳述すべき義務あるを以て訴訟の進行早く、即決あり、一週間後に言渡すことあり、複雑なる事

同居留地會審衙門に於て審理の上當該支那官憲に犯人を引渡す。

件も雖も二三ヶ月を出でずに終了するを普通とす。刑事事件に就ても亦同じ。通常會審衙門に於ては刑事事件を先に民事事件を後に審理するを慣例とす。而して被害告知人日本人なる場合縱令會審官が日本副領事と雖も、訊問に總て英語を使用するを以て、告訴人は日本人の通譯(英譯者)を介することを要す。ここに他國に見られざるは、支那裁判官は更に支那人の通譯補佐人を必要とするにこれなり。例へば刑事被告人が西藏又は雲南人にして支那裁判官が直隸人なる時は、言語通ぜず審理困難なるを以て、別に支那人の通譯官裁判官と同席の上事件の進行を計れり。

第三 控訴、再審

被告にして敗訴の言渡を受けたる時は、被告は直ちにこれが履行を爲すべき義務あること勿論にして、若し完済すること能はざる時は已に述べたるが如く、これが支拂を完了するか或は裁判官の認むる保證人を立つるまで、會審衙門内留置場に留置せらる。而して會審衙門の判決に對し不服ある時は上級官衙に控訴することを得。即ち會審章程第十條第十六項には『若し兩告判決に對し不服なるものは上海道衙門及び領事館に赴き控訴し覆審することを得』とあり。然れども第一次革命以來事實上行使せられざるに至りしを以て、現在に於ては民事刑事共に控訴の制度なしと曰はざるべからず。これに反し再審(Rehearing)の制度認めらる。蓋し會審衙門に於て適用せらるべき法律は、支那現行諸法或は斬舊行法なりと雖も現在に於ては刑法の全部、商法中會

社法の一部(公司條例)の外成文法なきのみならず、前記法律と雖も全國を通じて完全に行はれず。追加會審章程第九條に『凡そ會審事件にして清國法規の存在せざる時は會審衙門はその商慣習により公平に處断す』と規定するも、會審衙門にはこれを適用すべき統一法規慣習なく、凡て各會審官の自由裁量により判決するを以て自ら裁判例の統一を缺くこと甚しく、ここに於てか再審方法として再審の制度認めらるに至れり。

第四 上海地方審判廳

上海に於ては各國居留地内に於ける裁判所の外、舊上海域内に純然たる支那裁判所あり、これを上海地方審判廳と曰ふ。形式上完備せりと稱せらるるも早堂、會堂、晚堂と稱し日曜日を除き刑事事件たる民事事件たるを問はず一日三度開廷を爲し、以て賄賂の收受を便ならしむ。例へば早堂にて敗訴したる被告は、直ちに賄賂を贈る。裁判官は再審を命じ會堂に於て原告に敗訴を言渡す。原告更に賄賂を爲す。裁判官は再審を命ず。若し被告の贈賄額にして原告の贈賄額より多き時は、被告の賄賂を收受し原告に敗訴を言渡す。同額なる時は被告の贈賄金を返還し再び原告に勝訴の言渡を爲す。支那裁判官が賄賂を收受するに最も便利なるより設けたる制度たり。その後非難の聲盛みなるや、現時上海にては會堂を廢しその開廷を早、晚の二回としたるも、未だその弊風を改むるを得ずと曰ふ。

第二節 治外法權の徹底に就て

治外法權に基く裁判所として、前記會審衙門の外に各國は上海に於て領事裁判所を有す。

英、米の二國は早くより領事裁判の制度に代るに純然たる司法裁判所を上海に設け、専任の裁判官をして司法事務を掌らしめたり。我國は最近の司法事務に經驗ある司法官中より領事に採用する制度を探り、上海、天津、青島、奉天に駐在せしめたりしを以て、從來非難の聲高かりし領事裁判制度はその面目を一新せん。而して前記治外法權による領事裁判制度は、かのワシントン會議に聲明せられたる各國民の正義平等並に主權尊望の大原則に基き廳てこれを徹底せざるべからず。現に大正十年十月下旬、北京に於て開催せられたる國際辯護士協會に於て、我出席者は治外法權撤廢に贊意を表し且つ援助を聲明したる外、英國は一九〇二年英支條約により司法制度の改善と共に、治外法權を廢止するの意思を有すと聲明したるが如き、昨今各國共これが問題に留意するに至れり。

二

支那政府が領事裁判は領土主權の運用と兩立せざるものと主張する外、これが撤廢の理由とするところ左の如し。

(イ) 政權の分立を規定し、人民の生命財産の不可侵權を確證し、更に司法權の獨立を保證せること。

(ロ) 刑法、民法、商法、民刑事訴訟法の五法典の準備を完了したる外、該法律中已に公布したるものあり、且つこれ等の法典は何れも先進諸國の法律を採用し、支那の國狀に適合せしめたること。

(ハ) 新に三階段の裁判所即ち地方裁判所、高等裁判所、大審院を設置し同時に三階段の檢察廳の制度を設けたること。

(ニ) 民事事件を區別し凡ての審問並に判決を公にし刑事事件には事實的證據、人的證言に重きを置き自由を強制すべき具體的處罰の適用を廢したる外正規の試験に合格したるか又はこれに相當すべき者に非れば辯護士たる職務を取ることを許さざること。

(ホ) 裁判官の多くは外國の大學に學び正規の訓練を受けたる者なること。

(ヘ) 監獄及び警察制度は改革、或は改善せられたること。

以上の理由に依り、今日支那に領事裁判を存置すべき理由は消滅せる外、該制度の維持はその運用上重大なる缺點を有す爲すものなり。例へば適用さるべき法律は、被告人の國籍の如何により英國法廷或は日本法廷にて裁判せらるるを以て、或國にて犯罪又は訴訟の理由を構成するものも他の法廷にて然らざることを生じ、同一事實にして異りたる判決を言渡さるが如きは公正及び正義の觀念に反すること、外國人が内地にて罪を犯したる場合は條件により最近所在の該犯人所屬國の裁判に引渡し、自ら審問を爲すこと能はざるため證據の蒐集困難となりて常に解放さるが如きは不條理なり等の點を列舉し、かかる不自然、不合理なる制度は當廢廢止さるべきものなりと主張するものなり。

余は警察の腐敗せること、正義の觀念に乏しきこと、人種的僻見に強きこと等の三理由よりして、近き將來は固より治外法權の撤廢問題に就ては寧ろ我國は列國に對し反對を聲明すべきものなりと信す。

學 內 報

本學教授の學外出講

去る二月九日午後一時から、大阪府中河内郡八尾町、府立八尾中學校の聘に應じ、本學宮島、服部兩教授及び北村講師の三氏は同校に出講し各一場の講演を試みた。

定刻、重藤同校校長の歡迎の挨拶に次で、先づ北村講師は『スポーツに就て』なる題下に、運動が人格陶冶の上に必要なることを説き、服部教授は『社會的訓練と國民的精神』と題して、日本人には大體に於て共同生活上の訓練の不足から、同胞同志の間の生活にすら社會的傾向の顯著なるもの多いことを、幾多の實例を擧げて説明し、國民精神の涵養と同時に一層社會教育に力を注ぐことが目下の急務であるを述べ、最後に宮島教授は、英語を以て中學生によく判らせるため、極めて明瞭に、且つ極めて悠くり、university man と ununiversity man の差異から説き初め、今日の大學は廣く門戸を開放して、一般に教育の機會均等を期してはゐるが、然しながら、大學が idle, incompetent, vicious の徒を收容する感化院でない以上、總ての者が大學に行くに云ふことは無意味である。従つて、この意味に於て同校の生徒諸君の總てが大學に行くだけの資格あり、能力あるものであつて欲しいと期待したところで、この期待が冷い現實のファクトと一致するものであることを希望するに論じ、關西大學の四大目的の

一に數へてゐる International minded man を説いて結んだ。因にこの講演に就いて、同校出身の本學賛助員山岡倭、木村教授兩氏の御芳配をここに深謝する次第である。

尚ほ講演は同日午後四時に終つたが、その後で右本學教授諸氏歡迎の宴會が、同校卒業生諸氏に依つて、八尾町山徳に於て開催せられ、左記の諸氏の出席があつた。

大阪府會議員飯田三四郎氏、同森田眞太郎氏、同木村匡雄氏、大阪地方裁判所判事砂原常治郎氏、山岡倭氏、辯護士木村教諭氏、同木村教授、八尾中學校校長重藤利一氏、宮島本學教授、服部本學教授、北村本學講師。

塚原文部督學官及び小菅文部屬の本學視察

文部督學官、文學博士塚原政次氏及び文部省專門學務局小菅豐次郎氏は、二月十八日來阪本學福島、千里山兩學舎を訪ひ、新設文學科その他教務上のことに就て、種種視問せられ、本學宮島專務理事及び木下幹事から一一これに答へ、且つ詳細説明するところがあつた。

社會科學研究會第八回例會

二月二十七日午後三時から、社會科學研究會第八回例會を本學福島學舎に於て開催した。左記會員出席の下に、當日の講演者田邊信太郎講師は、『印度古代の佛教美術に就て』と云ふ題目の下に、約一時間半に亘つて獨自の著書を披瀝するところがあつたが、前回の村上教授の『バルテノンの藝術』と東西相對比して、特に興味深きものがあつた。

出席者—沖中講師、賀來講師、田邊講師、辰巳講師、中村教授、村上教授、小泉教授、櫻井教

授、平松講師、戸田省三氏、中村良之助氏、森川太郎氏。

大學豫科授業終了

本學大學豫科第三學年は二月九日限り、同第一學年及び第二學年は二月二十七日限り、何れも本學年度の授業を終了した。

大學豫科修了試験施行

二月十八日から同月二十三日まで、本學大學豫科修了試験(大學豫科第三學年學年試験)を施行した。

學部各科授業終了

本學學部各科各學年も二月二十三日限り、本學年度の授業を終了した。

專門部授業終了

本學專門部本科及び豫科各學年も、二月下旬を以て本學年度の授業を終了した。

專門部豫科修了試験並に同本科卒業試験施行

本學專門部豫科修了試験(第三學年學年試験)並に同本科卒業試験は、二月中旬から同月下旬までにそれぞれ施行された。

皇太子殿下御成婚記念文庫に就て

過般御舉行の皇太子殿下の御成婚を記念する事業の一として、本學圖書館内に御成婚記念文庫を設置し、汎く江湖の同情に懇へて憲法、國家學等に關する内外圖書の蒐集を企てたことは既報(本誌前號第六頁記事参照)の通りであるが、幸ひ各方面から同事業を贊助せらる

る向多く、既に別項(第九頁参照)所報の通り、豫期以上に該基金の寄贈を受けつつある。特に大方の御厚情を銘謝する次第である。

外國大學の寫真

その他の蒐集

這般本學は、外國諸大學に關する寫真、繪葉書、各國著名の學者の肖像等の蒐集を企て、種種の方法でその計畫達成に力を盡してゐるが、幸各方面からの賛同もあり、先般エヂュケーション・ウィーク中の一事業として開催した歐米學者肖像畫展覽會に示したものを初めとし、既にこの種のコレクションとしては相當立派なものが出来上つてゐる。

殊に大阪市視學山榊義重氏の如き、特にこの企てを援助されて珍しい寫真數十點を寄贈せられた。ここに同氏の御芳志に對し、深く感謝の意を表する次第である。

本誌讀者各位ノ中デ、外國大學ノ寫真、繪葉書或ハ各國學者ノ肖像等御所藏ノ方ガ多ク在ラレルコト存ジマス。サウ云フ方々ニ、若シコノ種ノ御所藏品中御差支ノナイモノガアリマシタラ、何卒御寄贈下サイマシヤウ、コノ機會ニ特ニ御願ヒ申上ゲマス。

伊國トリノ市に於ける

岩崎教授の講演

本學教授岩崎卯一氏が、過般イタリー旅行中同國トリノ市の社會研究會に於て、一場の講演を試みたことは本誌前號(第二十三頁末尾)に報道したところであるが、右講演に關するGazetta del Popolo Torino (6 dec. 1923)の所報の一部を特に原文の儘左に摘載する。

La conferenza di un professore di Osaka su "La Sociologia al Giappone"

Sabato, 8 dicembre, alle ore 21, nel salone dell'Associazione della stampa (via Po, 2), gentilmente concesso, avrà luogo la seduta inaugurale dell'Istituto internazionale di Sociologia, che avrà particolare interesse pel discorso che vi terrà l'insigne prof. Uchi Iwasaki, docente di sociologia all'universita Kwansai di Osaka al Giappone, il quale trattera il tema: "La sociologia al Giappone". Egli parlera in inglese, e il suo discorso sarà di tratto in tratto tradotto in italiano dal prof. Mario Sarfatti, dell'Universita.

Precederà un breve discorso del prof. Cosentini, direttore dell'Istituto, su: "La sociologia in Italia". Seguirà la discussione consueta.

Alla seduta saranno invitate le autorita. Anche i non soci potranno accedere alla sala versando una tenue obolazione che andrà a beneficio dei danneggiati dal terremoto in Giappone. I soci potranno rinnovare la loro iscrizione presso le librerie Lattes, Paravia e Treves.

岩崎教授の歸朝期

岩崎教授最近の書信に依るに、同教授は愈本月三十日神戸入港の香取丸で歸朝される筈である。尙ほ偶然にも昨秋以來本學の囑託として學位服、教授服、學生服等調査研究のため渡歐中であつた本學指定洋服商長谷五郎氏も亦同船にて歸朝の由である。

柿崎専務理事の微恙

本學専務理事柿崎欽吾氏は、過般來微恙のため、市外千里山住宅第一二三號に轉地靜養中

であるが、經過日に増し良好の由である。ここに同氏の一日も速かに全快せられんことを祈つて已まぬ次第である。

武内講師の病氣全快

昨秋來病氣のため、郷里福岡市に轉地療養中であつた本學講師武内省三氏は、この程漸く全快、來る四月の新學年から出講せられることである。

服部・早川兩氏の轉居

今回左の通り轉居された。

大阪市外吹田局區内千里山住宅第五七號 教授 服部 嘉 香
大阪市南區天王寺筆ヶ崎町五五四番地 講師 早川 祐 吉

木村本學擴張後援會長の

宇治川電氣株式會社社長辭任

本學擴張後援會長木村清氏は病氣の爲め這般宇治川電氣株式會社社長を辭任せられた。

林賛助員の宇治川電

氣株式會社社長就任

本學賛助員林安繁氏は、別項所報前社長木村清氏辭任の後を承けて、今回宇治川電氣株式會社社長に就任せられた。

文學科新設認可

來る四月新學年から、本學専門部に新に文學科を増設することとし、着着その準備を急ぎつつあつたことは前號(第九頁)所報の通りであるが、愈本月十一日附を以て文部當局から認可の指令に接し、豫定通り開講することとなつた。尙ほ文學科増設の要旨に就ては、前號にも簡單に報じて置いたが、ここにその學科課程と共に再び左に詳報することとする。

文學科増設の要旨

本學は左記の要旨に基き、ここに新に文學科を設置し、以て我國文教のため、更に一層の力を致さんとするものである。

一、歐米諸大學の歴史を見るに、何れも文學に關する教育を中心として發達し、以て今日の盛大を致し、更に範を我國大學に示すに至つたものである。この點に鑑みても、大學に文學科を設置することの如何に必要なかを知る事が出来る。

二、右に依つても容易に推知し得るが如く、學問の蘊奥を究むる上に於て、文學に關する教育は、實にその基調をなすもの、即ち換言すれば、綜合大學の方礎たるべきものである。これ本學を綜合大學たらしめんとする階梯として、文學科増設の機運促進に努めた所以である。

三、從來大阪及びその以西に、文學に關する教育を施す専門學校が一も存在しないこと云ふことを、吾人は特に遺憾として居つた。即ち本學はここに文學科を増設し、以てこの缺を補はんとするものである。

四、我國固有の文學の發生地たり、且その醸成地たる大阪に、會て文學に關する教育機關が一も存しなかつたことは、誠に恨事であり、又その矜持を著しく傷ふものである。

五、更に我大阪市の發達は、輒近凡ゆる意味に於て著しきものあり、殊に經濟的意味に於て全國活動の中心地たるに至つた。この點より見るも今こそ我大阪が文學に關する教育を基極とする一大綜合大學の實現を要求するその秋であると言はなければならぬ六、近時思想問題に關して憂慮の聲を聞くこ

こ多きも、思想善導の最も正しき、且つ最も力ある方法は、教育就中文學に關する教育を措いて他に無きを信するものである。七、大學教育に於ける他の諸學科は、多くは殆ど職業教育なるやの觀あるも、文學に關する教育は、先づ個人的人格完成、生活内容の豊富を主眼とし、同時に職業教育としても役立つものである。八、右文學科は差當り専門部にこれを設置するものなるも、これは更に近き將來に於て、大學令に依る關西大學に文學部を設置せんことをの先試たらしめんとするものである。

學科課程

科目	第一學年			第二學年			第三學年		
	時數	時數	時數	時數	時數	時數	時數	時數	
倫理及教育學	倫理	教育學	倫理	倫理	教育學	倫理	教育學	倫理	
心理學	心理學	論理學	心理學	論理學	心理學	論理學	心理學	論理學	
歷史及哲學	文明史	思想史	西洋思想史	西洋思想史	西洋思想史	西洋思想史	西洋思想史	西洋思想史	
英語	英語讀文	英語讀文	英語讀文	英語讀文	英語讀文	英語讀文	英語讀文	英語讀文	
國語	國語讀文	國語讀文	國語讀文	國語讀文	國語讀文	國語讀文	國語讀文	國語讀文	
漢語	漢語讀文	漢語讀文	漢語讀文	漢語讀文	漢語讀文	漢語讀文	漢語讀文	漢語讀文	
修辭學	修辭學	修辭學	修辭學	修辭學	修辭學	修辭學	修辭學	修辭學	
文學及文學史	文學論	文學論	文學論	文學論	文學論	文學論	文學論	文學論	
第二外國語	佛語又ハ獨語	佛語又ハ獨語	佛語又ハ獨語	佛語又ハ獨語	佛語又ハ獨語	佛語又ハ獨語	佛語又ハ獨語	佛語又ハ獨語	
合計	二七	二七	二七	二六	二六	二六	二六	二六	
科目選擇	社會學	經濟學	政治學	社會學	經濟學	政治學	社會學	經濟學	
總計	二九	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	

歐米の學界

イタリー大學に於ける改革反對運動

イタリー文部大臣ゼンチシの大學改革案——同國首相ムッソリーニが「凡ゆる改革案中最もファシスト的」である云々するもの——は、今や同國大學生間に猛烈な反對運動を惹起しつつある。該改革案は、卒業試験の他に國家試験を課せんとするものであるが、かくの如きは、勉學の期間を約一年間延長せしめるものであり、以て宗教學校に便宜を與へるに共に、大學を一のファシストの牢獄たらしめるものである云ふのが學生の主張するところである。因にゼンチシの改革案には、總長が自由に教授を任免する權、教授の宣誓義務その他多くのファシズムの反動的政策に合致する事項が含まれてゐる。

尙ほ學生の反對運動が漸く猛烈ならんことを先ち、イタリーの主なる大學即ちローマ、ナポリ、トリノ、ボローナ、パヴィア等の諸大學は、何れも官憲の命によつて閉鎖された。

カリフォルニア大學野球部の本年度春季豫定事業

毎年一月から五月までの間は、カリフォルニア大學のアスレチック・シーズンであつて、同大學運動部の各部とも最も忙しい、最も活氣ある時期であるが、その中本年度一月末か

ら四月末に至る野球部のプログラムは左の通りである。因に右運動季中最初に活躍するのはバスケットボール部で、去る一月中にその主要事業を終り、これに次で活躍を開始し、現にそれを續けつつあるのが野球部である。

- January 28—Practice starts.
- February 2—Ambrose the Tailors.
- 9—Varsity vs. Federal Reserve Bank.

- 8—Varsity vs. Olympic Club.
- 12—Varsity vs. Olympic Club.
- 15—Varsity vs. Santa Clara at Santa Clara.
- 17—Varsity vs. Santa Clara at Santa Clara.
- 19—
- 22—Varsity vs. U. S. C. at Berkeley.
- 26—Varsity vs. Santa Clara at Berkeley.
- 29—Varsity vs. St. Mary's.
- 2—Varsity vs. St. Mary's.



院士學スラフ

- 12—Varsity vs. Jefferson Club.
- 13—Varsity vs. Ambrose the Tailor.
- 16—Varsity vs. Anglo California Trust Company.
- 20—Varsity vs. Ireland's Independents.
- 23—Varsity vs. Brick Morse's All-Star team.
- 27—Varsity vs. Ambrose the Tailors.
- March 1—
- 5—

- 5—Varsity vs. U. S. C. at Los Angeles.
- 7—Varsity vs. U. S. C. at Los Angeles.
- 9—
- 11—Freshman vs. Stanford at Palo Alto.
- 12—Varsity vs. Stanford.
- 19—Varsity vs. Stanford.
- 26—Varsity vs. Stanford.
- Freshman vs. Stanford at Palo Alto.

(學内報載)

佐竹理事帝室制度

審議會委員被仰付

本學理事、法制局長官佐竹三吾博士は、今回帝室制度審議會委員を仰付けられた。

宮島専務理事及び

木下幹事の東京

専門部文學科増設、學位規定、教授會規定、専門部卒業生資格向上その他重要な文部省關係の用件を帯びて、木下幹事は本月八日、宮島専務理事は翌九日各上京し、同十二日朝同列車で歸阪した。

服部教授の學外出講

本學教授服部嘉香氏は、本月六日午後七時から市立西野田圖書館に於て開催せられた同館主催婦人文化講演會に招聘せられて『婦人の教養と文學』なる題下に約一時間半に亘る講演を試み、聴衆を啓發するところがあつた。

本學商學部に經濟學科増設

大阪ミ云々大經濟都市を中心とする關西に、主として經濟學を研究する機關としては、從來ただ本學専門部に經濟學科の設置あるのみで、他に一としてこれが存在を見ることになつたのは社會一般の最も遺憾とするところであつた。本學も亦特にここに留意して、大學令に依る本學にこれを増設せんを腐心しつつあつたが、今回漸く機が熟し、本月七日附を以て、從來の商學部の中に新に經濟學科を増設することを文部當局に申請したところ、早速同月十一日附を以てその認可を見るに至つた。

—次號詳報—

大阪市役所 堀 政 秀氏

商工課主事 (明治四十四年度法律科學出身)

氏は奈良縣五條町の産、若くして大阪に出で市役所に勤むる傍ら本學を卒業した。資性濃厚篤實、今は商工課の主事として公設市場の管理を司り、廳内「市場の堀さん」で通つてゐる最も役人らしくらぬ役人である。

『何分仕事は商人の親分のやうな仕事なもんですから……』堂島川の水色を反射してさし込む光線を背に受けて、事務机に對した氏はかうしてごまでも謙遜である。その斷片的な言葉を綜合して氏の所懐の一端を覗へば、



『時勢の力に言ひますか、役所の仕事も近頃は單に戸籍とか證明とか云ふやうなごまばかりでなく、積極的に市民生活と密接な關係を持つやうになつて來ましたので、役人の方でもこれまでのやうに超然と構へ込んで居れなくなつて來ました。私などはもう全然商人と同じ様な仕事をしていますが、市民生活に對して役所がある程度まで責任を負ふて行かうとするこの傾向は決して悲むべきことではないと思ひます。勿論これがために一般の企業を壓迫するやうなことはないか』

校 友 の

云ふのですから。中央市場については昨年の三月に主務省から法令も出てゐますし、市の方でも着着準備を努めてゐますから近く實現するでせうが、既存の公設小賣市場と相俟つて市民の福祉を増すこと少くないだらうと思ひてゐます。然し大阪市の如き大都市に於いてこれ等の設備が相當の效を挙げたが故に、直ちに地方の小都市にも應用してよいかさうかは問題だらうと思ひます。地方の小都市に於いては大量生産の不可能、因習的取引の存在と云ふやうな點で供給者側にも、消費者側にも大都市に於けるそれは全く特異な事情がありますから、従つてかう云ふ設備についても特別の考慮を廻らす必要がなければならぬでせう。この點については卑見も無いことはありませぬが、いづれ又……』

その住所地たる中津町の町政についても盡瘁するところ多く、大正六年以來二期に亘つて町會議員の職に在り、見るべき治績の氏に負ふ所少くないことは、同町の過去と現在を知る人の等しく認むるところである。更に氏は趣味の人として俳句をよくし、謠曲を嗜み、殊に俳句は「三巴」を號して隨分堂に入つたものであるとのこと。家庭には四人の子女あり、私人としての生活が頗る幸福であるのも、思ふに公に盡すこと厚き氏の人格の致すところであらう。吾人は氏の前途の益多幸多福ならんことを祈る。

一同照せるは愛媛禮子さん(十一歳) | 大ニ經 中。島 泰 逸 澤。田 泰 逸

校 友 彙 報

校 友 住 所 移 動

- 澤田 泰逸(大二經) 東成郡天王寺村大字阿部野 四五〇
信田 芳(明三法) 朝鮮京畿道警察部保安課
淺香 新太郎(天一法) 泉北郡五箇莊村大字大豆塚 二五五岡本貞治氏方
松川 孟一(同二法) 東京府下高田町字高田三三七 堺市綾之町東二丁目一六
田中 又一(同二法) 堺市外豊中村
中島 定五郎(同五法) 大阪市外豊中村
鈴木 茂 衛(明三法) 朝鮮全州地方法院群山支廳
高宮 角市(大二法) 市外海老江九八三
安藤 藤綱(同二法) 東京市神田區錦町一丁目二 花井法律事務所
横井 亮 祐(同二法) 市外豊崎町北長柄東洋製紙 株式會社
安藤 桂(推) 東區館屋町一丁目
河面 三一(大二經) 東區館屋町一丁目
c/o Japanese Methodist Episcopal Church
Dormitory 1359 Pine Street, San Francisco, California, U. S. A.
池田 三之助(同三法) 東京市本郷區湯島三組町八四
八木 弦三(同二法) 横濱市山下町岩井商店
深瀬 義藏(同二法) 京都市下鴨松原町六小松方
長久保 外(同二法) 東成郡天王寺村字天王寺一 二九三
西本 寛一(同二法) 西區北境川町二丁目二番地
中井 彌六(同四法)

校 友 改 姓 名

- (舊) 大ニ經 中。島 泰 逸 澤。田 泰 逸
(新)

校 友 各 位

本學校友名簿整理の都合上、左記校友諸氏の現住所御存じの方がありませんたら、御手数ながら御一報願ひます。 大正十三年三月 關西大學學報局

同三四法	井上正夫	同三四法	磯田良藏
同三六法	岩見啓八	同三七法	伊藤平馬
同	稲田惣三郎	同三八法	池田福次郎
同三八法	石黒陽一	同	石橋正藏
同四〇法	岩崎丈之助	同四一法	石橋利之
同四一經	石川忠三郎	同四二商	今井達郎
同四三法	石田 瑛	同四三法	市川愛一
同四四商	井川貞次郎	同四五商	糸長勝眞
同四五法	今井乙八	同	岩谷定一
大二商	石津美嬌	同二法	稻葉榮松
同	經 五十嵐英逸	同三法	池田重雄
同三法	井出信雄	同四商	伊藤 茂
同四法	磯村 遠	同	今村次郎
同五法	市川 信	同	井上 董
同	石戸官治	同	池田周治
同六商	乾 義雄	同	石丸虎之助
同七商	井上俊一	同 法	一井 藩
同	祝 巳之松	同 商	飯田平藏
同八法	井上守三	同九法	市川智教
同	今村重吉	同 商	伊藤長太郎
同	伊藤直義	同	石丸 豊
同〇法	伊賀上嘉雄	同	石井靜太郎
同 商	石坂一馬	同	井原史郎
同	稲倉恆英	推	井上金吾
同二法	池知壽一	同	生澤桐政
同	石橋甚吾	同	池田伊太郎
同	岩田 弘	同二法	伊藤眞人
同	岩間幸次郎	同	乾 敬三

面

影

辯護士 松本 靜 史氏

(明治三十九年度法律學科出身)
『政治等に關係して華華しくやる云ふやうなこともなく、唯職業ばかりに没頭してゐますので……』

市井の雜踏を他處にした北區源藏町の事務所、その奥まつた一室に物靜かに語る氏は、白面巨軀の美丈夫である。

『感想云つても職業上の事以外にはこれ云ふものもありません。まあ近頃私のみならず多くの辯護士が痛切に感じてることは裁判所の裁判の傾向が著しく變化して来たことです。從來は所謂訴訟上の技術で多く勝敗が決せられたものですが、この頃はさうした形式上の手續論なきに拘泥せず根本の原則に立ち返つて——假りに債權關係に例をまつて言へば催告がさうしたかかうしたさか云ふよりも、寧ろ債權關係そのものを可能ならしめる信義の原則や一般の正義の觀念に立ち返つて是非を決する云ふ風になつて来たことです。勿論これは裁判上の一進歩で、殊に商取引上の訴訟について著しく意義のある、喜ばべき現象だと思ひます。御承知の通り商事に關しては商慣習が商法に次いで適用せられ民法に先つてこゝになつてゐますが、これもこの精神の一つのあらはれだ云ふことが出来ませう。併しかう云ふ時に屢我我を惱ます問題は、然らば如何なる習慣が如何なる程度に行はれてゐるかを實際について證明することが甚だ困難である云ふことです。實際の場合には多く鑑定形式によつて決し



氏は和歌山の人、明治三十九年に本學を卒業して翌年上京し、同四十三年には首席で特許辯護士試験に及第し、同四十四年には更に優秀の成績で辯護士試験をパスした。後一年程東京にあつて法律事務を見習ひ、大正元年に歸阪開業、爾來孜孜として事業に勵み以て今日の地位を築き上げた。その間政治に關係することもなく一心心を業務に潜るに足るどころであらう。年漸く三十八、柳暗花明の巷に出入することもなく、郊外豊中の住居に靜かな家庭を築き込んでゐることも亦謙傲な氏の性格の一半を語るものであらう。吾人は最後に氏が益その道に精進されん事を切に祈つて擲筆する。

てゐますがまだ充分言へない點が多々あります。一部では商事に關して借家に對する如く調停の任を裁判所で引受けたり云ふ議論もありますが、その調停の根柢なるものは矢張り商慣習ですから、その商慣習の存在が客觀的に確認せられない限りは、矢張り充分な効果を擧げることは出来ませう。現在でも商業會議所等がよくこの仲裁裁判の任に當つたりしてゐるさうですが、さうしても司法裁判程の權威を保つことが出来ない云ふ話です。一面から言へば誠に無理もない話ですがそのため、再び裁判上の煩鎖な手續を踏まなければ治まらぬ云ふことになれば、現在のさうさう云ふ紛議のさうさう云ふ紛議に對しては會議所なり組合なりが、各種の商慣習を統一する云ふことは出来ないさうして、大體に於いて依るべき標準を立てて呉れるならば、裁判の發達に資するところも多し、我々の仕事も何か便宜が與へらるることと思ひます……』

可成ならしめる信義の原則や一般の正義の觀念に立ち返つて是非を決する云ふ風になつて来たことです。勿論これは裁判上の一進歩で、殊に商取引上の訴訟について著しく意義のある、喜ばべき現象だと思ひます。御承知の通り商事に關しては商慣習が商法に次いで適用せられ民法に先つてこゝになつてゐますが、これもこの精神の一つのあらはれだ云ふことが出来ませう。併しかう云ふ時に屢我我を惱ます問題は、然らば如何なる習慣が如何なる程度に行はれてゐるかを實際について證明することが甚だ困難である云ふことです。實際の場合には多く鑑定形式によつて決し

氏は和歌山の人、明治三十九年に本學を卒業して翌年上京し、同四十三年には首席で特許辯護士試験に及第し、同四十四年には更に優秀の成績で辯護士試験をパスした。後一年程東京にあつて法律事務を見習ひ、大正元年に歸阪開業、爾來孜孜として事業に勵み以て今日の地位を築き上げた。その間政治に關係することもなく一心心を業務に潜るに足るどころであらう。年漸く三十八、柳暗花明の巷に出入することもなく、郊外豊中の住居に靜かな家庭を築き込んでゐることも亦謙傲な氏の性格の一半を語るものであらう。吾人は最後に氏が益その道に精進されん事を切に祈つて擲筆する。

Table with columns for names and numbers, listing graduates and their details.

校友諸氏ニ告グ

一 卒業式御案内
本學専門部第三十六回卒業證書授與式左記ノ通舉行致候開御臨席被成下度此段御案内申上候
一、大正十三年三月二十日(水)午前十一時
一、於本學福島學舎
二 校友大會御案内
本年度新卒業生歡迎旁左記ノ通校友大會相催候開何卒御出席被成下度此段御案内申上候
一、大正十二年三月二十日午後五時
一、於市内北區大阪ホテル
一、會費金四圓(當日御持參ノコト)
尚ホ午御手數御出席ノ有無來ル十五日迄ニ大阪市北區福島關西大學秘書課宛御一報願上候

關西大學

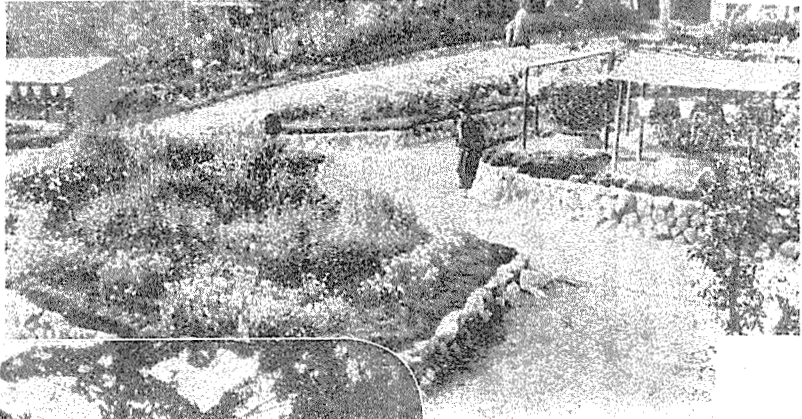
懸 景 八 山 里 千



一等 歌橋 千秋
 (佐井寺村西衣池より千里山學舍
 を望む)



(千里山學舍曙運)
 選外佳作の内



選外佳作の内
 (千里山花壇の秋)



(千里山三本松)
 選外佳作の内

(詳細は雜錄欄記事參照)

賞 寫 眞 の 發 表

(佐井寺村山田寺)
選外佳作の内

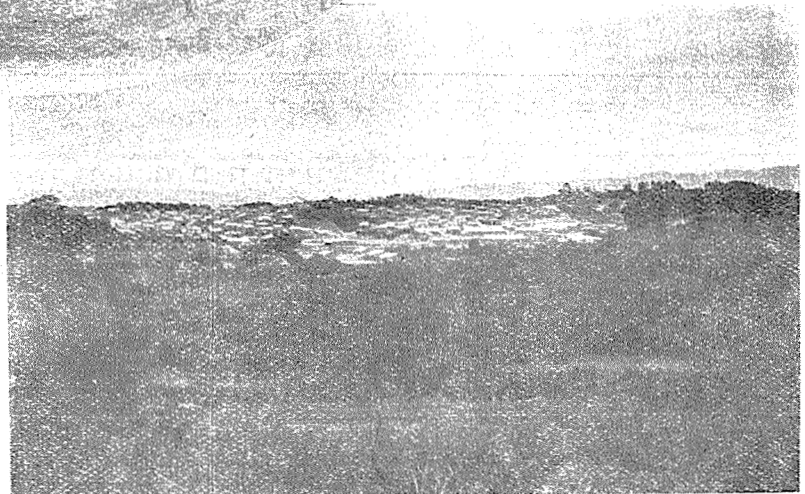


二 等 源 島 眞 一
(曙通より千里山學舎を
望む)



(千里山梅林)
選外佳作の内

三 等 田 川 七 郎
(千里山學舎より千里山住宅を
望む)



本學擴張基金寄附申込者芳名

(校友の部)

イロハ順

備考 一口金五拾圓

二〇〇	口	同三法	眞鍋熊太氏	同	正井繁雄氏	二〇	口	同	深川重義氏	一	口	同	福岡福一氏
〇	口	明三〇法	松山藤雄氏	同	松永與一氏	六	口	同三七法	深川澄夫氏	一	口	同	藤井彌一郎氏
〇	口	協議員	松村敏夫氏	同〇法	前山茂氏	二	口	同三五法	福田留吉氏	一	口	同二法	藤田泰三氏
〇	口	同	山本豐氏	同	松原武郎氏	三	口	明三二法	藤井義成氏	一	口	同	福田美登氏
〇	口	同	矢野孝之輔氏	同	增田直氏	一	口	同	藤原潤一氏	一	口	同	船越實氏
〇	口	同	山口治三郎氏	同	松本信太郎氏	二	口	講師	古川源太郎氏	一	口	同	船越實氏
〇	口	同	篠正晴氏	同	松村榮次郎氏	一	口	同	古川源太郎氏	一	口	同	船越實氏
〇	口	同	山本治郎氏	同	前川隆作氏	一	口	大二商	町要三氏	一	口	同	船越實氏
〇	口	同	山口昌一氏	同	前田隆實氏	一	口	同	松原與七郎氏	一	口	同	船越實氏
〇	口	同	山本又一郎氏	同	松本實氏	一	口	同	馬淵義雄氏	一	口	同	船越實氏
〇	口	同	山村常雄氏	同	前川良太郎氏	一	口	同	馬淵仁太郎氏	一	口	同	船越實氏
〇	口	同	山中獎英氏	同	松田次郎氏	一	口	同	松島翠氏	一	口	同	船越實氏
〇	口	同	山田國一氏	同	松田次郎氏	一	口	同	前田卯吉氏	一	口	同	船越實氏
〇	口	同	山下二氏	同九法	松村常太郎氏	一	口	同	松井朋一氏	一	口	同	船越實氏
〇	口	同	山家作造氏	同	正木公雄氏	一	口	同	松井朋一氏	一	口	同	船越實氏
〇	口	同	山下留五郎氏	同八法	松枝榮太郎氏	一	口	同	松浦一夫氏	一	口	同	船越實氏
〇	口	同	山崎長義氏	同七法	馬淵吾一氏	一	口	同	眞野一馬氏	一	口	同	船越實氏
〇	口	同	山木源一氏	同	松井信一氏	一	口	同	前田清一氏	一	口	同	船越實氏
〇	口	同	八尾孫次氏	同	前田貞次氏	一	口	同	正富代次氏	一	口	同	船越實氏
〇	口	同	山本武次郎氏	同六法	松岡小一郎氏	一	口	同	松本檜次郎氏	一	口	同	船越實氏
〇	口	同	山口肇夫氏	同	牧野谷政一氏	一	口	同	松本茂氏	一	口	同	船越實氏
〇	口	同	山口次郎氏	同	增原又一氏	一	口	同	馬渡貞夫氏	一	口	同	船越實氏
〇	口	同	矢野國臣氏	同	牧野彌太郎氏	一	口	同	松本健吉氏	一	口	同	船越實氏
〇	口	同	八木弦三氏	同	松島武三郎氏	一	口	同	眞木益太郎氏	一	口	同	船越實氏
〇	口	同	山口熊雄氏	大二法	益田市五郎氏	一	口	同	增原義高氏	一	口	同	船越實氏
〇	口	同	山本彌一郎氏	同	松本辰治氏	一	口	同	松川孟一氏	一	口	同	船越實氏
〇	口	同	山本兼治氏	同四五法	松本標四郎氏	一	口	同	馬郡信六氏	一	口	同	船越實氏
〇	口	同	山本壽治氏	同四四商	松村作二氏	一	口	同	松永三郎氏	一	口	同	船越實氏
〇	口	同	備考 一口金五拾圓	同四三商	松澤卓規氏	一	口	同	松見一氏	一	口	同	船越實氏
〇	口	同	備考 一口金五拾圓	同四一法	松川正光氏	一	口	同	松永三郎氏	一	口	同	船越實氏
〇	口	同	備考 一口金五拾圓	同三九法	松井謹一氏	一	口	同	松永鹿之助氏	一	口	同	船越實氏
〇	口	同	備考 一口金五拾圓	同三〇法	松本靜史氏	一	口	同	松木作治氏	一	口	同	船越實氏
〇	口	同	備考 一口金五拾圓	同三五法	松森竹太郎氏	一	口	同	松永善光氏	一	口	同	船越實氏
〇	口	同	備考 一口金五拾圓	同三四法	松川庄太郎氏	一	口	同	前田虎雄氏	一	口	同	船越實氏

(以下次號)

學生彙報

ドイツ學生同情金に對する本國よりの感謝狀

本學千里山學舎の學生及び教職員が義捐して金百圓を調へ、これを困厄せるドイツ學生に贈るため、神戸駐在の同國領事に依託したことは、本誌第八號に掲載した通りであるが、今回本國から次に掲げたやうな鄭重な感謝狀が到着した。

Berlin N. 4, den 10. Januar 1924
Trockenstrasse 17.

An die Studentenschaft
der Kansai-Universität
zu Osaka

z.H. des Herrn Professor T. Miyajima.

Zu unserer grossen Freude hat die Studentenschaft der Universität Osaka durch freiwillige Sammlungen 100 Yen aufgebracht, die uns durch Vermittelung des hiesigen Amtswärtigen Amts rechtzeitig unter dem 26. Mai 1923 zugegangen sind. Leider ist infolge eines Versehens unterblieben, unseren Freunden in Japan den schuldigen Dank für den durch die obige Spende zu erkennen gegebenen Beweis hochherziger Hilfsbereitschaft rechtzeitig abzustatten. Wir bitten sehr, dies zu entschuldigen und den Ausdruck unseres herzlichsten Dankgefühls jetzt nachträglich entgegenzunehmen. Was uns die willkommene Gabe besonders wertvoll macht, ist die Art, in der die Sammlung innerhalb der Studentenschaft Ihrer Universität spontan zustande gekommen ist. Wir dürfen daraus die Gewissheit entnehmen, dass sich die japanischen Studenten mit den deutschen in Sympathie verbunden fühlen. Den Erlös aus den 100 Yen haben wir zum Teil zur Speisung un-

mittelter Studenten und zum Teil für andere wichtige Fürsorgezwecke für die Studenten der Berliner Hochschulen an die zuständigen Stellen weitergeleitet. Wir bitten, uns Ihre freundliche Gesinnung zu bewahren und geben Ihnen die Versicherung, dass wir freundschaftlichen Gefühle, die Sie für die deutschen Kommilitonen hegen, in wannster Weise erwidern.

Mit besten Grüssen von Land zu Land
ergebenst Wirtschaftsgenossenschaft
der
Berliner Hochschulen, e.G.m.b.H.

Der Vorsitzende des Vorstandes:
Geh. Finanzrat.

右抄譯

拜啓 關西大學學生諸君が特に義捐相成り候金壹百圓也昨年五月二十六日附を以て當地外務省經由正に拜受致し御芳情深謝奉り候、早速御禮申上ぐる筈のころ思ひの外遅延仕り恐縮の至りに存じ奉り候、何卒悪からず御諒恕下され度願上り候

右御寄附金は貴學學生諸君が自ら進んで御喜捨下され候ものなることを拜承致し、これ日本の學生諸君が我ドイツ學生に對し格別の御同情を寄せられ候結果に一層感激に堪へず候

右御寄附金はその一部を苦學生に給與し、又一部はこれを以て一定の資格を有するベリリン高等諸學校學生に給費致し候間然様御承知下され度候、重ねて貴學の我ドイツ同學に對する御高志を謝し謹んでドイツより日本へ敬意を表し申し候

一九二四年一月十日
ヘルリン學生救濟組合
敗務理事長 署 名

蹴球部報

五度決せず 前號所報の通り關西學院高等部ニ本學とのア式蹴球戦は、矛を交へるこゝ前後四回も四回共無勝負に終つてゐるの、去る二月十一日大阪毎日新聞主催の日本フットボール大會に於ける第五回目の顔合せには、兩軍とも必勝の意氣すさまじく實球場に相見えた。

主審竹内氏、線審安積、山林、中代、深山、門審、日高、神田諸氏の下に本學先蹴にて開始、前半戦に於いては兩軍とも屢チャンスを作り、殊に本學三宅は中央線より快足を利し長驅下リブルして關高の陣營を攪亂したりしたが、結局兩軍得點なく後半戦に移つた。後半戦に於いては本學頗る優勢で、關高をして中央線より出さしめず猛烈に攻め立てたが遂に功を奏せずタイム・アップになつたので、更に三分の延長戦に入つたがそれも結局無勝負に終り、他日を期して各矛をおさめた。

遂に一等を輸す 五度戦つて五度決せず、關高對本學のア式蹴球戦は去る二月十六日第六回目の對戦に於て殆どそのクライマックスに達した。場所は同じ實球、午後二時五十分より本學先蹴にて開始したが、本學先づ敵の虛につけ入りゴール前に殺到したのを手始めに前衛中堅をあけて總攻撃に移つた所不幸にもその虛に乗ぜられて一點を敵に得させた。後半戦に於いても本學相變らず優勢で屢敵の心膽を寒からしめたが、遂に功を奏せず遺憾にも優勢カップを關高の手に委した。因に當日のメンバーは左の通りである。

高邊	橋	井	林	中	殿	田	野	水	隅	田
21	1	5								
關	本	大	關	關	關	關	關	關	關	關
G.K	L.F	R.F	L.H	C.H	R.H	L.W	L.I	C.F	R.I	R.W
11	3	2								
門	隅	自由								
11	3	2								

本學本年度大學豫科 終了學生諸君ニ告グ

別項學内報所報ノ通り、大學令ニ依リ本學商學部中ニ新ニ經濟學科ヲ増設シ、來ル四月ノ新學年度カラ開講スルコトナツタカラ、本學本年度大學豫科修了學生ニシテ、既ニ學部希望學科ヲ選擇決定シタル者ト雖モ、更ニソノ變更ヲ希望スル者ハ、ソノ旨本學學務課宛申出デラレタシ。

關西大學

餘白錄

三月に生れた人、死んだ人
世界著名の人物で三月に云ふ月に緣故のある人達が少くない。今左に古今學界の主要人物中この月に生れた人及び死んだ人の二三を挙げて見よう。
日の順で行くと、先づ三月六日(一八八二年)には、ドイツの經濟學者、國家學者であるブルノー・ヒルデブランドが生れた。同月十四日(一八八三年)には社會主義の大立物カール・マルクスがロンドンで客死した。一七八一年の三月二十日には、フランスの經濟學者チュール・ゴアが死し、一八七七年の同日には、英國の經濟學者ウォルター・バジヨットが死し、現來國ハーワード大學名譽總長エリオット博士は一八六九年の同日に生れ、コロンビア大學の社會學教授ギディングス博士一八五五年の三月二十三日に生れてゐる。

雜錄

ロシア聯盟勞農共和

政府の邦國

(月刊「ラールス」一九二三年十一月 第六卷第二〇一號所載)

關西大學講師 三田直吉譯

元ツアール帝國に起りたる幾多の事變は、その結果少くも同國最西部の事實を、最も精確に明白ならしめたり。歸するに大國の舊魯西亞を分割して、大小の邦國が近頃連綿として創立せられ或は擴張せらるるに至り、北氷洋より黒海に至るの間に、バルチック海の東岸に沿ふて、又はバルチック海と黒海との地峡に亘りて、ファンランド、エストニア、レトニヤ、一名ラトビヤ、リチュアニア、ポーランドが興り、終ひにルウマニヤはベサラビヤと合併して、ドニエステル河岸に至り、恰も一條の連鎖に於て、その數個の鎖環を見るが如くなり。この他現今の事實にして、ロシア中樞の部分に仕送げられたるものは、ヨーロッパ西部の人民と隔遠なるが爲め、これを知るもの少なじと雖も、以上の事實と均しく、辨ふべき事柄にして、勞農政府のロシア國土に生存する民族の、多種複雜に渉れるを雄辯に證言するものなり。尤もこの事實は、その時時業々に新聞紙上に掲載せられ、斯斯の地方に異種の邦國が、漸次勃興したるの報ありしも、今やその總ての邦國を類別して、政治上の見地より、ロシア社會黨勞農共和國を、精確に解得すべき時機となれり。爰に一九二一年、魯國陸軍測地部換言せば我陸軍地理係(佛國の)と同一部隊に依り、モスコに於て發行せられたる地圖は、好くこの目的に適し、又この地圖にはウラル山と裏海に至る、ロシア勞農國西部部分割官

定表を載せたり(この時己に分割せられ居たるならん)。この故に該地圖は、ロシア邦國の分類をなすに當り、基本として用ゆるに足れり。又これを精査せば、多數なる民族集團の生活状態如何を確知することを得べし。而して帝政派がその盡力をなすに拘らず、これ等の集團を互に糾合せんとするは、尙ほ早計なるを察せらる。一、三種のスラブ民族(但しその大小同じからず)として、大魯國民族、小魯國民族即ちユクレイヌ民族、白色魯國民族がロシアに生存することは、遍く世人の了知するところなり。然るに一九二一年の地圖は、共和國內の多數なる邦國の名稱と、その領土の境界を示し、その内二個の共和國には、この三民族を頭初の二民族が、特に最も著しく居住するものとす。北氷洋の海岸よりアゾフ海及び黒海の岸に至るの間や、ファンランド灣の一端及びバルチック諸邦の境界よりウラル山に至るの間は、ロシア社會黨勞農共和國政府の管轄に屬し、モスコに於て、特別の場合なき限りは、専らその政權を大魯國民族の四十二廳に及ぼし、勞農政治の聯盟に參加せる他の邦國は、この政府の領土と或は接続し、或はこれに圍繞せらる。この故にこの政府はモスコのロシア、ペトログラードアルカン、ジェルスク及びアストラカン、ロシアとして、現時魯國の中樞首腦たること宜なりとす。大ロシアの側ら、ポーランドとルウマニヤに接して、中央及び下流ドニエプル河の兩岸に位したる、ユクレイヌ社會黨勞農共和政府あるも、これ既に二等邦國に屬し、舊魯國の十二廳に滲り、その面積四六〇、〇〇〇平方キロメートル、人口二千六百萬を有し、その首府カルコウに亞きて、キエウ及びオデッサの如き、小ロシアに於ける重要な都市數個所を有せり。ユクレイヌ國の北方及び大ロシアの西方に當り、ポーランドとルウマニヤに接して、白色ロシアあり、その領土は六〇、八〇〇平方キロメートルにして、その面積はベルギーの二倍に當れども人口稀薄にして百六十四萬三千に過ぎず(白耳義は面積三〇、四四四平方キロメートル、人口七百四十六萬二千)。これ即ち白色ロシア社會黨勞農共和政府にして、その政廳をミンスクに置きたるものなり。二、以上に類別したる勞農政府は、特種のものなきにあらざるも、その大半はスラヴ民族より成りたるものにして、その傍らにファンランド民族より成れる諸邦あるを見る。即ちカレリヤ人の建設したる勞働自治政府は、ファンランドの東方ラドカア及びオネガア兩湖の汀に、コラー半島及び白海に達し、その首府ペトログラードを、オネガア湖の西岸に置き、その邦土の住民は、魯國人少くカレリア人その大半を占む。又ジリアーヌ州自律政府と稱するファンランド民族の共和國ありて、その首府をウースト・シノルスクと名づけドヴィナ河の上流に、ペチョラ河の中流との間に位し、南より北に趨り、北極圈を越へて北氷洋及びカララ灣の海岸に達す、その領域は住民稀薄なりと雖も、而も知識階級の住民多くして老練なる商家、經驗ある樵夫、巧妙なる漁者及び獵者は、兩河の沿岸に建てたる、細長き村落に割據せり。尙ほ他にファンランド民族なるボチャク、チエレミツス及びチュウウシユの隣接したる三州には、各その自律政府ありて、ヴィアカ、ベツルーガア及びヴォルガ三河の沿岸に位し、イジエウスク、赤色コクチャイスク(元ツアレウコクチャイスク)及びチュボクサリーの最も重要な地方に各その首府を有せり。三、右共和國の内頭初の二個、即ちヴォルガ河の左岸若くはその下岸に在る平野ヴォチャク及びチエレミツス共和國住民は、明かにファンランド民族なるも、チュウウシユ住民の大部は、已に混血したるものにして、現にこの人民はヴォルガ河下流の灌漑する地方に於て、彼等と近くロシアの國

土に居住したる韃靼民の血液を交へたるものなり。この故に元ヴォルガ大河が東より西に流れしも、現時北より南に流るに至りたるこの地方は韃靼自律勞農共和國にして、その首府をカザンと名づけ、クリメヤ半島の南端ユクレイヌ國の南方に在りて、首府をシムフェポリと稱する韃靼民族の小邦なるクリメヤ自律勞農共和政府と匹敵するものなり。而してこの地方住民の大半は、首府ステルリタマックを有するバクキール社會黨自律勞農共和國の住民と等しく回教徒なるは言を俟たざるなり。四、尙ほ南方に於てヴォルガ河に跨りてこの江河が南方裏海に向て直下し、廣漠なる三角洲を経て裏海に注ぐの間に二個の共和國あり。その宗教と種族に就ては甲乙の拮据甚だしきものとす。これ即ちヴォルガドイツ勞働自治政府と、カルムスク州自律政府とにして、甲者はその首府をマルクスタットと名づけ、その外見は大魯國の移殖民に異らざるに拘らず、ドイツの移殖民がこの地方に於て保存し得たる種族、言語、宗教の特別なるを以て知られたり。乙者はヴォルガ河、裏海、東マニチ及びエルクヘーニ山岳を以て略ぼその境界となす。而してその住民はモンゴリヤ種族にして、佛教を奉ず。かくの如くロシア聯邦のこの二國に於ける對照は、寔に奇と言ふべし。又ヴォルガ河と裏海の間位するキルギー社會黨自律勞農共和國ありて、ウラル河上に在るオレンブルクを以てその首府となす。五、然るにロシア國土の分裂は、黒裏兩海の間に於ける地峡に在りて、コーカサス山の兩斜面にその最も極端なりし形跡を認む。加之、該地方の民族關係の複雑なりしを了知する人人に取りては、寧ろ曩日の事變は當然の結果と考へらるるなり。抑も眞に鞏固なる統治權が消滅せし場合は、その地方若くはその邦土の、個々獨立主義復活して從前の邦國を、復興若くは再興するに至るは事實の

免れ能はざる所なるも、正に觀りその實例を見るが如く、チェルケス民族自治共和國、カバルド民族自治共和國(首府ナルチク)、モンタギヤール民族社會黨農共和國(首府ウラジカウカーズ)及びコーカアズ山の北斜面に在るダゲスタン自治農共和國(首府テミルカアン、チウラ)の成立は、確に右の實例を裏書するものとす。又南方に於てはアゼルベijan 社會黨農共和國(首府エリザベトポール)、その他アルメニヤ社會黨農共和國(首府バクー)ありて(一九二二年の末尙ほこれを見る見たり)、ペルシヤ及びトルコの國疆に在るナキチエウワン洲に依りて、その兩國に接す。次にジェオルジャンニアフカシーニに、各社會黨農共和國ありて、甲はチフリス、乙はスグーム、カレーを以て首府とす。

六、かくの如く單にロシア聯盟農共和國の邦國を列擧するも、その類に堪へざるに、魯國がその決裂の結果、バルチツタ沿岸と中央ヨーロッパの平原及び山嶽と距たるに至りたるも、その民族の複雑なるとその異種なるとは、今日尙ほ依然として、正にその最後數帝の時代に於けるが如し。現に魯國陸軍測量本部が一九二一年に發行したる地圖は、精確にこの事實を證明せり。而してモスコ政府が、その施政方針を終始一貫して、斯く重大なる民族的事情の實在を除き、一九二三年に於て、アゼルベijan、アルメニヤ及びジェオルジャンを糾合せんとせしは、近頃其の決定したるころにあらざるなり。

(Henri FROIDEVAUX)

レフレンダムに就て

政治學に於いて、レフレンダムと云ふ言葉は、立法當局が通過せしめた法律について、又は最初からの立法的提案について之を引受くべきや拒絶すべきやを、選舉人の意見に徴することに用ひられた。レフレンダムを採用する

には、強制的の——例へば一國の憲法に變更を加へる提議の如き——場合もあれば、一定数の人民の要求に對して許可される場合もあり得る。この制度はスミスに於いて最も發達してをて、同國では Friesland 州を除く凡ての洲に實施されてをり、又一八七四年以來聯邦政府も亦これを用ひてをる。實際に於けるレフレンダムの興味深き一例は、國際聯盟に加入すること、但し永世中立保持の權利を大切に保留するために、假令國際聯盟の御用であつても、スミスの領土内を外國軍隊が通過することは、その何國たるを問はず拒絶し得ることについて、スミスが行つた最後の決定に於いて見られた。聯邦政府は一九一九年の終りに於いて既に聯盟加入に賛成決定してゐたが、尙ほ賛否兩者の長い間の宣傳運動を経て、一九二〇年の五月に選舉人の直接投票に依つてこの問題は決定されたのであつた。加盟賛成に對する票數の限界は確實であつたが決して壓倒的のものではなかつた。即ち國民票決の結果は聯邦政府案を裏書して、スミスは直ちに完全なる權利を有したまま國際聯盟に加入することを許されたのであつた。アメリカ合衆國に於いては種種の形式のレフレンダムが凡ゆる洲及び都市の政治機關の一部に認められてゐる。そして一般的立法や地方的利害問題を決定する目的の爲めに、恰も憲法上の問題に對すると同様に益多く用ひられつつある。

この制度は又オーストラリアに於いても採用されてをて、その著しい例は、一九一六年の徵兵令の下に於ける募兵についてのレフレンダムである。この場合は最後に九一、〇〇〇

票の多數で否決の結果に陥つた。強制的でない自由な形式のレフレンダムは、若し選舉人の直接投票に依つて採用されたならば立法部は必ずこれを採用せねばならぬと云ふ、立法の根本義を含むものである。前號所載、駐日スミス公使シャル・ラルデー氏「スミスと日本」參照

千里山八景懸賞寫眞審査發表

本誌第十四號に規定を示して募集中であつた千里山八景の懸賞寫眞は、撮影の時機不良であつた爲めか、優秀な印畫に乏しかつたが、應募寫眞總數八十六點の内から、左の通り審査を決定した。

- 第一等 歌橋千秋 (佐井寺村西衣御池より千里山學舎を望む)
 - 第二等 源島眞一 (曙通の一部より千里山學舎を望む)
 - 第三等 田川七郎 (千里山學舎より千里山住宅を望む)
 - 選外佳作 戸田省三、歌橋千秋、堤正義、田川七郎、霜村森郷
- 右審査に關しては、學報局に於て豫選を遂げた上、専門技術家の批判を乞ひたる後、更に宮島專務理事、服部教授、木下幹事を煩して最後の評考を爲した。
- 尙ほ入選印畫はそのまま千里山八景の内に加へ難いものもあるので、他日再び同様の募集を爲すか、關西大學史蹟探査會に囑託して改めて八景の場所を選定して貰ふ事に決した。
- (第十二、十三頁寫眞參照)

懸賞論文審査發表豫告

本誌第十五號に於て審査の過程を報道した懸賞論文は、本學社會科學研究會に託して嚴密に審査中であつたが、約六十篇の懸賞論文の中から、入選五篇、選外佳作九篇を得たが、詳細は本誌次號に發表する。

受贈圖書

- 最近本學圖書館に左の通り圖書若くは雜誌類の寄贈を受けた。寄贈者各位の芳志をここに深く感謝する次第である。
- | | |
|---|-------|
| 書名 | 寄贈者芳名 |
| 米田實氏著 最近世界の外交 | 著者 |
| 江木翼氏著 比例代表の話 | 著者 |
| 三浦信三氏著 物權法提要(下卷) | 著者 |
| 能率増進研究 朝鮮總督府統計年報 | 朝鮮總督府 |
| 岡實氏著 國民的創作の時代 | 著者 |
| 三浦信三氏著 物權法提要(上卷) | 著者 |
| The London Assurance by G. S. Street | 宮島綱男氏 |
| Journal of The Insurance Institute of Manchester von Arthur Schuitzer | 著者 |
| 若山牧水氏著 歌集 くる土 | 著者 |
| 島中雄三氏著 淨瑠璃に現れた女の情操 | 著者 |
| 平田禎木氏著 最近英文學研究 | 著者 |

澁川玄耳氏著

歌集 山東に在り

齋藤茂吉氏著

歌集 赤光

川田順氏著

歌集 山海經

An Introduction

to Philosophy

H. E. Cunningham

Randbemerkungen eines

Philosophen zum

Weltrige

von Julius Schlosser

日本及日本人

小坂猶二・秋田雨雀兩氏著

模範エッセイラント獨習

經濟論叢(第十一卷第三號)

滿蒙(三月號)

長崎商業會議所報(第六號)

正誤

政教社

服部嘉香氏

本誌前號第十六號第九頁第一欄所掲の「關西大學評議員會規定」は誤載につき左に正文を掲げてこれを訂正する。

關西大學評議員會規定

- 第一條 評議員ハ財團法人關西大學附行爲第十
 - 六條ニ依リ理事之ヲ推薦ス
 - 第二條 評議員ハ理事ノ諮問ニ應ジ關西大學ニ關
 - スル重要ナル事項ヲ審議ス
 - 第三條 評議會ノ議長ハ出席評議員中ヨリ互選ヲ
 - 以テ之ヲ定ム
 - 第四條 評議員ノ任期ハ二年トス但再ビ推薦ス
 - ルコトヲ得
- 同號第二十頁挿繪の説明中ドイツとあるはス
- 非スの誤につきここに訂正する。

新刊紹介

民法總則提要

債權法提要

法學博士 三澤信三著

著者が、前號の紹介物權法提要と同じ目的を以て同様の記述方法により出版したもので、よく新法の大體に通じ得ると同時に高等な研究の端緒が得られる。著者には親族法、相続法と順次同様の「提要」を出版する意圖があるやうであるから、民法全般に亘る著者の統一せる學說を知り得るのもさう遠いことではあるまい。

尙ほ著者には「借地借家法」の卓越せる著がある。

―戸田省三(定價民法總則提要第一冊金壹圓貳拾錢、第二冊金壹圓貳拾錢、第三冊金貳圓七拾錢。債權法提要第一冊金貳圓。東京有斐閣發行)

比例代表の話

法學博士 江木翼氏著

著者は曾て本學千里山學舎を訪ふて一場の講演を試みられた人である。本書は學者であると同時に政治家でもある著者が、最近我國の學界に於て、又政界に於て大いに問題となつて居り、著者自身も率先して首唱してゐる比例代表制度の解説を試みたものである。

著者は本書に於て先づ代議政と、これとは不可分の關係にある選舉制とから説き起し、主として國會議員の選舉に就ての比例代表制度を歐米各國の實例に徴しつつ極めて平易に述べてゐる。著者が自らその緒言に言つてゐるやうに、選舉方法の理論、沿革等に至つては學問的に考究の價值があり、又餘地もあらうが、本書の目的とするところは、ただ出来るだけ多くの人に了解し得るやう、而して出来るだけ多くの賛同者を得やうと云ふのであつて、學問的研究の結果は別に一編として他日公表する豫定の出である。(定價金壹圓、東京勤町報知新聞社出版部發行)

關西大學校友ソノ他關係者各位へ

●千里山學報維持費トシテ、校友各位カラ續續多額ノ御出捐ニ預リ有難ク幾重ニモ御禮申上ゲマス。

何時モ申上ゲテキマス通り、出來ルナラハ毎號無料デ御配付申上ゲルノガ本意デアリマスガ、今ノトコロドウシテモ各位ノ御援助ニ俟タナクレバ、到底發行ヲ續ケテ行クコトノ出來ヌ状態ニアリマスノデ、遺憾ナガラ不遠慮ニト言フヨリモ寧ロ進ンデ御寄捐ヲ仰イデキル次第、何卒惡シカラズ御諒恕ヲ願ヒマス。

●尙ホ金額ハ各位ノ御志ニ委セル外ゴザイマセンガ、大體年額貳圓位御寄捐願ヘマスレバ收支相償フ旨申添ヘテ置キマス。

●最後ニ從來御出捐願ヘナカツタ方ニ、コノ際何分ノ御援助ヲ御願ヒ申シ上ゲマス。ソシテ新タニ御出捐下サル方ハ、御手數デスガ左ノ申込書ヲ御切り取り下サツテ、金額ナリ拂込方法ナリ適宜御書入ノ上御送付願ヒマス。從來ハ往復葉書デ御願ヒシテキタノデスガ、餘リ厚ケ間シイト存ジ、カウ云フ方法ヲ選ビマシタ次第デスカラ、郵稅當方拂トシテ御發送下サツテモ結構デゴザイマス。

大正十三年三月 關西大學學報局

千里山學報維持費拂込申込書

金額

一金

拂込方法

振替貯金又ハ郵便爲替
集金郵便

(何れか一方を抹消して下さい)

本誌維持費受領報告

(受領順)

金貳圓也	明三四法	井上芳比氏	金貳圓也	明二九法	澤田正雄氏	金貳圓也	明一法	池口幸太郎氏
金貳圓也	六一商	吉田正幸氏	金貳圓也	六一法	中森幸次郎氏	金貳圓也	同二法	今野勝久氏
金貳圓也	明二九法	上村豐氏	金貳圓也	同二法	麻田友三郎氏	金貳圓也	同四法	田畑留七氏
金貳圓也	明三四法	廣瀬德藏氏	金貳圓也	同二法	清水兵衛氏	金貳圓也	明三〇法	堂本源吉氏
金貳圓也	同四二商	大塚靖氏	金貳圓也	推	池田吉雄氏	金貳圓也	六七法	大野一雄氏
金貳圓也	六一商	中井千萬元氏	金貳圓也	六一法	岡本四郎九氏	金貳圓也	同四法	木下林三郎氏
金貳圓也	明三五法	篠崎有音氏	金貳圓也	同九法	伏谷吉兵衛氏	金貳圓也	明三九法	今田光匡氏
金貳圓也	大六法	中野繁氏	金貳圓也	同九法	見浪廣治氏	金貳圓也	六七法	木村順次郎氏
金貳圓也	推	前田梅次氏	金貳圓也	同〇法	星野俊一氏	金貳圓也	同九法	佐藤賴壽氏
金貳圓也	明三八法	森塚圭城氏	金貳圓也	明四二商	中村三德氏	金貳圓也	同九法	小椋松次郎氏
金貳圓也	同三九法	別役金之助氏	金貳圓也	同三六法	大野又次氏	金貳圓也	同三法	諸隈元次郎氏
金貳圓也	六一二經	久松幸三氏	金貳圓也	同四四法	堀澤正政氏	金貳圓也	同六法	本宮久吉氏
金貳圓也	同九法	小林宇三郎氏	金貳圓也	同四五法	金崎茂雄氏	金貳圓也	同三法	篠原雄一氏
金貳圓也	同二法	中村公男氏	金貳圓也	同八商	中井嘉市氏	金貳圓也	明三六法	村上類一氏
金六圓也	明二九法	津森三治氏	金貳圓也	同二經	澤原治郎氏	金貳圓也	大九法	中村源次郎氏
金五圓也	同四三商	川田廣一氏	金貳圓也	同二經	中岡榮一氏	金貳圓也	同四法	竹澤成雄氏
金五圓也	明三五法	安永政三氏	金貳圓也	同八法	腰高貞雄氏	金貳圓也	明三二法	中場彌太郎氏
金五圓也	同三四法	岡本至德氏	金貳圓也	同八法	岩堀敏郎氏	金貳圓也	同二法	若林時三郎氏
金參圓也	六一〇法	岡本澄一氏	金貳圓也	同七商	上田貞藏氏	金貳圓也	同五法	小林直氏
金貳圓五拾錢也	同八法	香山親雅氏	金貳圓也	同七商	須藤克巳氏	金貳圓也	明二四法	武野覺藏氏
金貳圓也	同二法	三木爲三郎氏	金貳圓也	明三八法	今井藤次郎氏	金貳圓也	同八法	阿川甲一氏
金貳圓也	同二法	尾山尙介氏	金貳圓也	六一二商	佐藤增吉氏	金貳圓也	同八法	合田熊平氏
金貳圓也	同五法	三輪忠邦氏	金五圓也	明三九法	阪田倉藏氏	金貳圓也	同二經	河田逸重氏
金貳圓也	推	平尾縫太郎氏	金貳圓也	六七法	宗岡光龜氏	金貳圓也	同八法	澤田泰逸氏
金貳圓也	同二商	小比賀正信氏	金貳圓也	同一法	下許保正氏	金貳圓也	同二商	藤川等氏
金貳圓也	明三九法	大谷武治氏	金貳圓也	同二法	安藤章二氏	金拾圓也	明四四商	西野重吉氏
金貳圓也	大八經	遠部逸太郎氏	金貳圓也	同八法	日野清氏	金貳圓也	同二法	大隅末廣氏
金貳圓也		池畑勝太氏	金貳圓也	同〇法	横井亮祐氏	金貳圓也	大二商	進藤紫朗氏
								佐藤孝好氏

(以下後報)

編輯餘錄

皇太子殿下御成婚記念事業のエヂュケーション・ウィークが、とうとう編輯期さ一つになったの、出来るならその詳細を同誌で報道したいと思つて締切を少し延ばしたので、恐ろしく調子が狂つて来て前號は結局月を越して漸く各位のお目にかけるさ云ふやうな飛んだ遅れ方をしました。
 ▼本月は更にその餘波を受けて、どうかして發行期日に間に合ふやうに努力した致もなく、やはり定期日を遅れること數日、切めて二十日の卒業式までに間に合へば、今大部分の初校を終へてこの小稿を書きながら内心やきもきしてゐます。
 四月の新學年を機として毎號きつて發行日に後らせのやうに努力することを誓つて、ここにお詫び申し上げます。何卒御宥し下さらんことを。
 ▼懸賞論文の發表も、豫定期日を後れること既に何箇月誠に申せない次第ですが、雜錄欄で報道した通り次號で發表の運びになつてゐることをお断り旁ここに繰り返して置きます。

大正十三年三月十二日印刷
 大正十三年三月十五日發行

不許複製

編輯兼發行人 辰巳經世
 大阪府西區土佐堀通四丁目五番地
 印刷者 飯田彌之助
 大阪府西區土佐堀通四丁目五番地
 印刷所 三有社
 大阪府北區上福島北二丁目
 發行所 關西大學學報局
 大阪府北區福島
 舊學舎 關西大學
 電話土佐堀一〇四九
 電話五五七〇
 新學舎 關西大學
 大阪府外千里山
 電話吹田一二三

文 學 科 入 學 志 願 者 心 得

關 西 大 學 文 學 部

一 入 學 資 格

- (イ) 本學專門部學則第十條ノ資格ヲ有スル者ハ正科學生トシテ入學スルコトヲ得
- (ロ) 本學專門部學則第十一條ニ該當スル者ハ特科學生トシテ入學スルコトヲ得

二 出 願 期 間

大正十三年四月十五日マデ

三 出 願 手 續

志願者ハ入學願書(本學所定ノ用紙)、戶籍抄本及入學資格證明書ニ受験手数料金參圓ヲ添付シテ提出スベシ

四 入 學 試 驗

- (イ) 入學試驗科目
 - A 本學專門部學則第十條及第十一條第二號ノ資格ヲ有スル者
 - 英語(英文和譯)
 - B 前項ノ資格ヲ有セザル者
 - 英語 國語 漢文 日本地理 日本歴史 算術
 - (ロ) 入學試驗日時
 - A ノ 試 驗 四月十七日午前十時
 - B ノ 試 驗 四月十七日午前十時
 - (ハ) 入學試驗成績發表表 四月二十日午後四時(本學内揭示場ニ發表ス)
 - (ニ) 携 帶 品
 - 受験者ハペン、インク及受験票(試験手数料領收證)ヲ持參スベシ但答案用紙ハ本學ヨリ交付ス

大 北 區 福 島 市 關 西 大 學 電 話 土 佐 堀 一 〇 四 九 〇 五 七 〇

● 御注の文の節に直の御前のに断つて縫し日限確實に仕立上る ●

洋 服 界 の 革 命 的 廉 價

● 但しアリフしたるレデーメイドや其他の仕入品は異ひ總て假縫付上仕立

何故安く出来る??

弊店は外交員の費用を省き高價な裁縫料を他に支拂はず一切吾等兄弟に於て仕立上げますから以上の如く安く出来るのであります

上本町九丁目電停前

但しカーフ際

兄弟商會

樺山洋服店

電話南六六九

- 舶來英國製
- インジゴースージ
- 參拾八圓
- 同ヨリ糸極
- 四拾八圓

英國製極上ヨリ糸セル
スフリンクコート

- A 四拾五圓
- B 參拾五圓

其他珍品各種取揃へ他店の追従し能はざる廉價を以て御用命に應じます

星明の界術技西關
一誠山樺主店

○募集 第一學年約二百名 ◻小學校卒業

○願書 三月二十九日マデ受付

關西甲種商業學校生徒募集

○入學試驗 三月三十一日及四月一日 ◻詳細入學心得ニアリ

○入學心得 其ノ他ハ本校ニ就キ又ハ郵券二錢送付

大阪府北區福島 關西大學 福島學舎

關西大學 關西甲種商業 指定洋服商

大阪市上本町六丁目

長谷屋 號

電話 南四五一二番
振替 大阪五五三八番

●今宮支店 ●釣鐘町支店

關西大學 關西甲種商業 指定

明文堂 野島書店

大阪市北區上福島北三丁目
電話 土佐堀 一二八六番
振替 大阪 三九九九一番

本學校友 野島藤次郎

關西大學 關西甲種商業 御用達

靴卸 早野商店

大阪市東區北久太郎町四丁目
電話 船場 一五四〇番
振替 大阪 五七三五番

關西大學 關西甲種商業 指定

西區京町堀上

難波洋服店

電話 土佐堀 二六三五番

大阪地方裁判所判事 竹野竹三郎著

破産法講話

本書は破産法大家として實務と理論に精通せる著者が破産法全般に亘り特に口語體を以て平易簡明を旨とし其要點を洩す所なく説明せられたるものにして然も法律研究者及實際家に専ら便ならしむる爲隨所に必要なる書式を挿入し卷末に破産法條文を添へ猶關係事項いろは索引を附したれば實に斯法の好參考書として無二のものたるべきを信す

大阪地方裁判所判事 竹野竹三郎著

和議法原論

和議法は破産法と姉妹法である、破産法は概ね債權者保護であるに反して和議法は債務者の福音であつて破産を豫防する爲に破綻に瀕せる債務者が總債權者との間に裁判上の手續に依りて債務整理に關する強制契約(少數債權者の不承諾を制して)を締結する事を得る最新の法律である。著者は大阪法術に於て破産部及和議部兼任の重職に位し斯法に造詣深き新進の學者として又實際家として令聞高き之士曩に破産法原論の大著を公にし今亦本書を完成せらる、本書は特に著者多年の經驗を緯とし其精研の學理を經として實際的及理論的問題の細大を洩さず之を網羅して明快なる解説を與ふ。殊に其理論的體系の組織たるや寔に完整を極め推賞の外ない、紙數四百餘頁を算し斯法の參考書として現代斯學の權威である。

法學士 辯護士 入江眞太郎著

辯護士道德論

法曹界の新人にしてかねて眞摯なる篤學者として知られた著者が曩に北米の大學に遊んだ結果齎したのが本書である、本書は識者に發して我國從來の法律教育が只法律解釋學に没頭して法律立法學や法律運用學や、さては法律道德學を全然忘却した態度に就て其猛省を促すと共に世人に對して法律道德學の内容に關して具體的に其何者たるかを示して居る、本書は法律に關與する立法官司法官又は辯護士に對してのみならず一般世人にも興味あるものたるは勿論である。

四六版總布上製箱入
紙數 三百八十頁餘
定價 金參圓
内地送料金拾貳錢

菊判脊皮上製箱入
紙數 四百頁餘
定價 金四圓五拾錢
内地送料金拾八錢

四六判總布上製箱入
紙數 二百四十頁餘
定價 金貳圓五拾錢
内地送料金拾貳錢
送料 滿鮮 四拾五錢

稻森啓造著 商業登記手續總攬 定價金五圓八拾錢 送料金拾八錢

稻森啓造著 不動產登記法釋義 定價金六圓 送料金拾八錢

稻森啓造著 耕地整理登記手續 定價金參圓八拾錢 送料金拾八錢

稻森啓造著 特別登記手續 定價金四圓八拾錢 送料金拾八錢

中安作次編 登記法令輯攬 定價金七圓五拾錢 送料金拾八錢

藤江政太郎著 特許法要論 定價金貳圓五拾錢 送料金拾貳錢

藤江政太郎著 商標法要論 定價金貳圓五拾錢 送料金拾貳錢

川端巖編 特許法令集 定價金貳圓五拾錢 送料金拾貳錢

鈴木、小野共著 供託法釋義 定價金參圓五拾錢 送料金拾八錢

北村三郎著 國稅徵收手續 定價金四圓五拾錢 送料金拾八錢

山崎、小竹共著 競賣法手續 定價金參圓五拾錢 送料金拾貳錢

奥戶善之助著 法律講話集 定價金貳圓五拾錢 送料金拾貳錢

平尾廉平著 手形法講話 定價金貳圓八拾錢 送料金拾貳錢

島山豐吉著 銀行簿記 定價金貳圓四拾錢 送料金拾貳錢

浦添爲宗著 民法大要 定價金壹圓八拾錢 送料金拾貳錢

浦添爲宗著 商法大要 定價金壹圓九拾錢 送料金拾貳錢

浦添爲宗著 商用文指針 定價金九拾五錢 送料金拾貳錢

文信社編 高等試驗官 模範試驗問題集 定價金貳圓 送料金拾貳錢

大阪會館 市上三丁目 區北 巖松堂大坂支店 電話 振替 大阪 一三九一 三五七三

なか麗うら
てけ魁さきがに春はる
【越三の月三】

三越の店内は 早や新流行の花
盛りです。わけて今春その色に、柄に、復
興的新生氣が満ちくつてをります。また

春衣大賣出し は専ら
實用を主としたお春衣の御用意
に奉仕する三月の行事として、
今年も一層盛大に催します。な
ほ前月より開催いたしてをります

雛人形の陳列 を初め、種々の
趣味ある催しを行ひて、平和の春を讚美
致します。是非御來遊の程希上げます。

三越

店服吳越三
◆ 阪 大 ◆

大學豫科

關西大學學生募集

專門部

募集學年 第一學年

出願期間 四月五日マデ

試驗科目 英語、日本作文、代數(商業學校卒業者ハ商算)

試驗期日 四月七日ヨリ四月十二日マデ

募集學年 本科及ビ豫科 第一學年

出願期間 三月二十三日マデ

試驗期日 三月二十七日ヨリ三月二十九日マデ

來ル四月新學年ヨリ文學科開講(詳細第七頁並ニ第二十頁參照)

大阪外千里山

關西大學

電話吹田 三一三

大阪北區福島

關西大學

電話土佐堀 一四九・五七〇

詳細ハ郵券參錢添ヘ志願科學(大學豫科又ハ專門部)明記ノ上福島學舍務課宛ニ照會